

資料収集方針について

- 「新たなミュージアムに関する基本計画」における資料収集方針に関するポイントを踏まえ、現市民ミュージアムの資料収集方針改定案を次のとおりとする。

1. 「新たなミュージアムに関する基本計画」における新たな資料収集方針に関するポイント

- 新たなミュージアムとしての収集のポイント
 - ① 時代が変わっても引き継いでいくべき「川崎らしさ」を大切に、幅広い層にとって馴染みがあり親しみやすい、市民生活と密接にかかわる資料・作品の収集
 - ② 博物館分野、美術館分野の分類に捉われない、両分野で連動した効果的な活用を念頭に置いた収集
- 博物館分野については、現行の収集方針を引き継ぎながら、近現代資料収集への注力を図る。
- 美術館分野については、現行の収集方針を再整理し、複製芸術に捉われない収集を図る。

2. 川崎市市民ミュージアム資料収集方針（改定案）

市民ミュージアムは、博物館部門と美術館部門からなる複合施設であり、博物館部門としては、川崎の成り立ちやこれまでの歩み、人々の暮らしを伝える資料の収集に努めるとともに、美術館部門としては、既存のコレクションとの関連性を鑑みつつ、現代の時代性を表現した作品、川崎ゆかりの作家の作品等やそれらの資料の収集に努めるものとし、その基本的な考え方は以下のとおりとする。

1 博物館部門（考古、歴史、民俗）

- (1) 収集の時代的範囲は原始から現代とし、特に産業史や都市生活史にかかわる近現代資料の収集に重点を置く。
- (2) 収集範囲は、川崎市域を中心として、川崎地域史の構築にかかわりのある周辺地域資料や関連資料も含めるものとする。
- (3) 実物資料（1次資料）として収集することが困難な資料については、複製資料（2次資料）の製作・収集を行う。

2 美術館部門

次に掲げる（1）から（3）のいずれかに該当する作品又はその資料であって、芸術的価値又は資料的価値が高いと認められるものを収集する。

- (1) 現代の時代性や社会状況、市民生活を的確に表現していると考えられる作品
- (2) これまで作品を収集してきた作家による作品、既存のコレクションを補完する作品及び既存のコレクションから影響を受けたと考えられる作品
- (3) 川崎市出身又は在住の作家による作品、川崎市をモチーフにした作品、川崎市出身又は在住の収集家によるコレクション等、川崎市との関連性が認められるもの

【留意事項】

- (1) 収集にあたっては、令和元年東日本台風により被災した資料の修復等の進捗状況や、新たなミュージアムの開館までは館内に資料・作品を保管することができない状況を踏まえ、その必要性について慎重に検討を行うものとする。
- (2) 収集の成果については、展示等によって市民への還元を図るものとする。
- (3) 収集した収蔵品は、博物館部門と美術館部門で連動した効果的な活用を検討するものとする。

川崎市市民ミュージアム資料収集方針 新旧対照表

新	旧
令和〇年〇月〇日付け 市民文化局長決裁	平成29年4月1日付け 市民文化局長決裁
<p>市民ミュージアムは、博物館部門と美術館部門からなる複合施設であり、博物館部門としては、<u>川崎の成り立ちやこれまでの歩み、人々の暮らしを伝える資料</u>の収集に努めるとともに、美術館部門としては、<u>既存のコレクションとの関連性を鑑みつつ、現代の時代性を表現した作品、川崎ゆかりの作家の作品等やそれらの資料</u>の収集に努めるものとし、その基本的な考え方は以下のとおりとする。</p>	<p>市民ミュージアムは、博物館部門と美術館部門からなる複合施設であることから、<u>当館における資料等の収集にあたり、博物館部門としては、川崎市域を中心に地域史の構築にかかわりのある周辺地域をも含めた考古・歴史・民俗関係資料</u>の収集に努めるとともに、美術館部門としては、<u>川崎市ゆかりの美術作家や文芸家の作品・資料のほか、人々の生活と深いかわりを持ち、都市文化の形成に大きな役割を果たしてきた大衆文化を対象とした映像資料など</u>の収集に努めるものとし、その基本的な考え方と今後の重点化に関する考え方は以下のとおりとする。</p>
	【基本的な考え方】
<p>1 博物館部門（考古、歴史、民俗）</p> <p><u>(1) 収集の時代的範囲は原始から現代とし、特に産業史や都市生活史にかかわる近現代資料の収集に重点を置く。</u></p> <p><u>(2) 収集範囲は、川崎市域を中心として、川崎地域史の構築にかかわりのある周辺地域資料や関連資料も含めるものとする。</u></p> <p><u>(3) 実物資料（1次資料）として収集することが困難な資料については、複製資料（2次資料）の製作・収集を行う。</u></p>	<p>1 博物館部門（考古、歴史、民俗）</p> <p><u>川崎市域に関わる考古・歴史・民俗資料の収集にあたり、時代的範囲は原始から現代とし、その収集範囲は、川崎市域を中心として、川崎地域史の構築にかかわりのある周辺地域資料や関連資料も含め、特に近現代においては、主に都市生活史に関わる資料の収集に努めるものとする。</u></p> <p>なお、実物資料（1次資料）として収集することが困難な資料については、複製資料（2次資料）の製作・収集を行う。</p>
<p>2 美術館部門</p> <p><u>次に掲げる（1）から（3）のいずれかに該当する作品又はその資料であって、芸術的価値又は資料的価値が高いと認められるものを収集す</u></p>	<p>2 美術・文芸</p> <p><u>川崎市に関係する美術作家の作品、特に濱田庄司、圓鋸勝三など、今後、当ミュージアムで展覧会を企画することが可能な作家の作品について</u></p>

<p>る。</p> <p>(1) 現代の時代性や社会状況、市民生活を的確に表現していると考えられる作品</p> <p>(2) これまで作品を収集してきた作家による作品、既存のコレクションを補完する作品及び既存のコレクションから影響を受けたと考えられる作品</p> <p>(3) 川崎市出身又は在住の作家による作品、川崎市をモチーフにした作品、川崎市出身又は在住の収集家によるコレクション等、川崎市との関連性が認められるもの</p>	<p>収集に務めるとともに、これまで収集してきた安田鞞彦画稿や、岡氏によって寄贈された明治期版画コレクションの補完をし、コレクションの一層の充実を図る。</p> <p>また、文芸資料については、岡本かの子、佐藤惣之助の二人を中心に、それぞれが直接関係した作品、資料などのほか、雑誌などの出版物などを対象に収集し、二人の活躍した時代を資料からおうことを可能なものとする。</p>
<p>(2へ統合)</p>	<p>3 写真</p> <p>国内外の重要なドキュメンタリー作品並びに貴重な作品資料の収集を基本とし、同時に、「印刷された写真」も写真文化にとって貴重なものとして捉え、重要な雑誌資料等も合わせて収集するものとする。</p>
<p>(2へ統合)</p>	<p>4 漫画</p> <p>日本漫画史を通観できる作品や資料、日本との相互影響関係にある外国漫画資料などの収集に努めるものとする。</p>
<p>(2へ統合)</p>	<p>5 グラフィック</p> <p>アール・ヌーヴォー、アール・デコ時代を中心とする19世紀初頭～20世紀前半の西洋のポスター、日本の歴史的ポスター（明治～第2次大戦前後）、デザイン的に優れた現代ポスターを収集するとともに、ポップ・アートを中心とする現代版画の収集にも努め、関連資料の収集も行うものとする。</p>
<p>(2へ統合)</p>	<p>6 映像（映画、ビデオ）</p>

	<p>映画については、戦後の作品を基本に、独立プロダクションの作品、PR映画、文化映画や外国映画の芸術的、資料価値的に優れた作品などの収集に努めるものとする。</p> <p>また、他の映像については、20世紀の記録及び表現した映像を、ニュース映画をはじめ、国内外のCMやミュージック・クリップ、ドキュメンタリー作品などを中心に収集するとともに、川崎を記録したものや記録的価値の高く評価されるものについても収集に努めるものとする。</p> <p>なお、ビデオ等の収集の際には、複製許諾を得られるものについては得るものとする。</p>
<p>【留意事項】</p>	<p>【重点化】</p>
<p>(1) 収集にあたっては、令和元年東日本台風により被災した資料の修復等の進捗状況や、新たなミュージアムの開館までは館内に資料・作品を保管することができない状況を踏まえ、その必要性について慎重に検討を行うものとする。</p> <p>(2) 収集の成果については、展示等によって市民への還元を図るものとする。</p> <p>(3) 収集した収蔵品は、博物館部門と美術館部門で連動した効果的な活用を検討するものとする。</p>	<p>収集にあたっては、以下に掲げるものを重点的に収集し、その成果については、展示等によって市民への還元を図るものとする。</p> <p>(1) 産業史を含め、変貌する川崎の近現代史をものがたる資料</p> <p>(2) 市域の有形・無形の文化財など、川崎に暮らした人々の歴史・文化に関する資料</p> <p>(3) 日本・世界で評価される川崎ゆかりの芸術家等に関する資料</p> <p>(4) 当館の取組を特徴付ける資料</p>